資料4

令和5年第2回定例会　議案関係資料(各部個別説明案件)

(当　初　発　送　議　案)

			ページ
1	令和５年５月の大雨対応に係る応急復旧等に伴う補正予算について 【第６４号議案関係】	総務部	P.1
2	箕面市税条例の改正について 【第５３号議案関係】	総務部	P.2
3	自治会防犯灯・商店会街路灯のＬＥＤ化促進に伴う補正予算について 【第６４号議案関係】	市民部 地域創造部	P.3
4	箕面市企業立地の促進に関する条例の改正について 【第５４号議案関係】	地域創造部	P.4
5	ｄ払い・ａｕＰＡＹキャッシュレス決済ポイント還元額増加に伴う補正予算について 【第６４号議案関係】	地域創造部	P.5
6	箕面市立駐車場条例等の改正について 【第５５号議案関係】	地域創造部	P.6
7	(仮称)新みのおサンプラザ１号館（公共床）の基本計画作成業務委託に伴う補正予算について 【第６４号議案関係】	地域創造部	P.8
8	阪急桜井駅へのアクセス向上等に向けた公共用地の取得に伴う補正予算について 【第６４号議案関係】	地域創造部 みどりまちづくり部	P.10
9	障害者通所施設(中部地域)の整備に伴う補正予算について 【第６４号議案関係】	健康福祉部	P.12
10	農地の将来像を示した地域計画の策定に伴う補正予算について 【第６４号議案関係】	みどりまちづくり部	P.13
11	箕面市立桜井駅前駐車場の指定管理者の指定について 【第５２号議案関係】	みどりまちづくり部	P.14
12	箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会による調査の実施に伴う補正予算について 【第６４号議案関係】	子ども未来創造局	P.15
13	箕面文化・交流センター条例等の改正について 【第５７号・５８号・５９号議案関係】	子ども未来創造局	P.16
14	箕面文化・交流センター代替施設の改修に伴う補正予算について 【第６４号議案関係】	子ども未来創造局	P.18
15	箕面市立図書館条例の改正について 【第６０号議案関係】	子ども未来創造局	P.19

議会説明資料　第64号議案　　令和5年5月24日

令和５年５月の大雨対応に係る応急復旧等に伴う補正予算について

総務部　市民安全政策室

◆　令和5年5月7日から5月8日にかけての断続的な大雨により、市内各所で法面崩落及び市道や里道への土砂流出等の被害が生じました。
◆　今後の梅雨や台風等に備えて一定の応急復旧費を確保しておくため、今回対応した額に見合う額を追加補正します。

1　補正予算概要

【歳出】　10,300 千円
　災害応急対策事業

【歳入】　10,300 千円
　財政調整基金繰入金

2　歳出内訳

（1）工事請負費　10,000 千円

①土砂流木撤去等（上下止々呂美）	1,300 千円
②土砂流木撤去等（森町北 1 丁目）	1,100 千円
③土砂流木撤去等（箕面 8 丁目）	200 千円
④法面崩落仮復旧（林道谷山線新薩摩池堤とう）	2,000 千円
⑤法面崩落復旧（林道才ヶ原線才ヶ原池西）	500 千円
⑥土砂流木撤去等（止々呂美吉川線）	300 千円
⑦法面崩落復旧（粟生外院 4 丁目）	300 千円
⑧法面崩落シート設置（如意谷 3 丁目）	300 千円
⑨土砂流木撤去等（才ヶ原川山麓線北側）	3,000 千円
⑩里道洗掘復旧（上止々呂美）	1,000 千円

（2）時間外勤務手当 300 千円（延べ 15 名分）

議会説明資料　第53号議案　　令和5年5月24日

箕面市税条例の改正について

総務部　税務室、固定資産税室

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の条例改正を行います。

◆　長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の軽減措置を創設します。

◆　軽自動車税（種別割）に係るグリーン化特例措置を、令和8年3月末まで3年間（一部2年間）延長します。

◆　特定小型原動機付自転車の車両区分を創設します。

1　長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る軽減措置の創設〔固定資産税〕

（施行期日：公布の日）

一定の要件を満たすマンションについて、長寿命化に資する大規模修繕工事を令和7年3月末までに実施した場合に、工事が完了した翌年度分の建物に係る固定資産税額を1／2の割合で減額します。

2　種別割のグリーン化特例措置の延長〔軽自動車税〕

（施行期日：公布の日）

燃費性能等の優れた軽自動車を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置（いわゆる「グリーン化特例（軽課）」）の適用期限（取得期限）を令和8年3月末までの3年間（25％軽減の対象は2年間）延長します。

特例割合	取得期限	適用対象車
75％軽減	R8.3.31 まで	電気自動車等
50％軽減		2030 年度基準 90％達成（営業用自動車のみ）
25％軽減	R7.3.31 まで	2030 年度基準 70％達成（営業用自動車のみ）

3　特定小型原動機付自転車の車両区分の創設〔軽自動車税〕

（施行期日：令和5年7月1日）

道路交通法の改正により、新たに定義された特定小型原動機付自転車（一定の要件を満たす電動キックボード等）にかかる種別割の税率を年間 2,000 円とします。

議会説明資料　第64号議案　　令和5年5月24日

自治会防犯灯・商店会街路灯のLED化促進に伴う補正予算について

市民部　市民サービス政策室
地域創造部　箕面営業室

◆　電気代の高騰により負担が増している自治会及び商店会を支援するため、地方創生臨時交付金を活用し、自治会防犯灯及び商店会街路灯のLED化を促進し、電気料金の負担緩和及び省エネの取組を支援します。

1　自治会防犯灯への助成　〔市民部 市民サービス政策室〕

(1)補正予算の概要

歳出　物価高騰対応市緊急支援事業(自治会等支援)　16,470千円

・自治会等の防犯灯305基×改修費用6万円×補助率90%＝16,470千円

歳入　地方創生臨時交付金　16,470千円

(2)助成内容

令和5年度中に、未LED化の既設防犯灯をLED化した自治会に対し、改修経費の90%(上限なし)を補助。

※令和5年度の時限措置であり、通常は補助率75%(上限4万円／基)

(3)電気料金の削減効果(電気料金を約1/3に削減)

未LED化の防犯灯の令和4年度電気料金(実績)	1,957,962円…①
LED化した場合の電気料金(年間概算)	597,298円…②
電気料金の削減効果(①－②)	1,360,664円…③

※うち、90%を市が助成しているため、市負担も1,225千円(③×90%)削減

2　商店会街路灯への助成　〔地域創造部 箕面営業室〕

(1)補正予算の概要

歳出　物価高騰対応市緊急支援事業(商店会等支援)　3,600千円

・商店会等の街路灯20基×改修費用20万円×補助率90%＝3,600千円

歳入　地方創生臨時交付金　3,600千円

(2)助成内容

令和5年度中に、未LED化の既設街路灯をLED化した商店会に対し、改修経費の90%(上限18万円／基)を補助。

(3)電気料金の削減効果(電気料金を約1/3に削減)

未LED化の街路灯の令和4年度電気料金(実績)	291,840円…①
LED化した場合の電気料金(年間概算)	97,280円…②
電気料金の削減効果(①－②)	194,560円

議会説明資料　第54号議案　　令和5年5月24日

箕面市企業立地の促進に関する条例の改正について

地域創造部　箕面営業室

本市における企業の立地を促進するため、箕面市企業立地の促進に関する条例により、彩都西部地区及び森町西地区に進出する企業に対し、地方税の特例措置（課税免除等）を実施しています。

今回、同条例を改正し、新たに箕面船場地区を対象地域に追加することにより、新駅開業に向け開発が進む同地区における更なる企業立地を促進します。

1　改正内容

（１）箕面船場地区における固定資産税・都市計画税の特例措置を追加

①対象地区：箕面船場地区

②対象事業：ヘルスケア・ライフサイエンス分野の事業で、地域未来投資促進法に基づく府の承認を受けた事業

③特例措置：固定資産税・都市計画税を最大５年間１／２に軽減

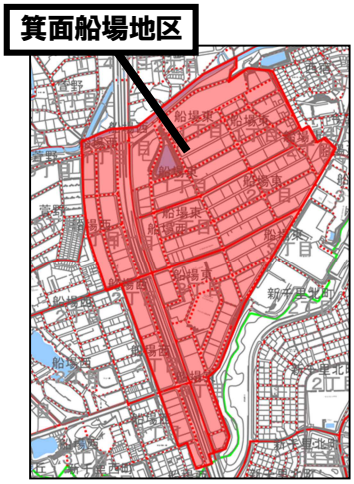

（２）施行期日　公布の日

2　その他の支援措置

令和４年１２月２３日付けで、地域未来投資促進法に基づく「大阪府箕面市基本計画」が国同意を得たことにより、府の承認を受けた事業を行う事業者は、本市が実施する特例措置に加えて、国の法人税の軽減措置や金融による支援措置が受けられます。

【支援措置の例】

税制による支援措置	建物・機械等の設備投資を行う場合に、法人税等の特別償却（最大 50%）又は税額控除（最大5%）
金融による支援措置	・日本政策金融公庫からの固定金利融資 ・信用保証協会による債務保証

議会説明資料　第64号議案　　令和5年5月24日

d払い・ａｕＰＡＹキャッシュレス決済 ポイント還元額増加に伴う補正予算について

地域創造部　箕面営業室

物価高騰の影響を受けている生活者の支援を目的に、4月に実施した、d払い・auPAY キャッシュレス決済によるポイント還元事業において、キャンペーンの対象となったポイント還元額が当初想定を上回ったことに伴い、予算に不足が生じる見込みのため、必要額を増額補正します。

1　補正予算概要

【歳出】 物価高騰対応市緊急支援事業（箕面営業）　15,000 千円

【歳入】 地方創生臨時交付金　　15,000 千円

2　キャッシュレス決済ポイント還元事業について

対象決済サービス	d払い・auPAY
ポイント還元率	20%
1決済あたり付与上限	1,000 円相当
期間中付与上限	5,000 円相当※
対象期間	4月1日～4月30日（1ヶ月間）

※決済サービスあたり

3　ポイント還元状況（速報値）

	合計	d払い	auPAY
合計決済額	588,261,170 円	327,400,166 円	260,861,004 円
合計還元額	103,924,270 円	56,457,793 円	47,466,477 円

※ポイント還元状況は速報値であり、増減の可能性があります。（6月中に確定）

（参考）ポイント還元額に係る予算（負担金）について

①現計予算額	②合計還元額（速報値）	③予算不足額（②－①）
90,000,000 円	103,924,270 円	13,924,270 円

※補正額は、速報値である合計還元額の上振れを考慮し、15,000 千円とします。

議会説明資料　第55号議案　　令和5年5月24日

箕面市立駐車場条例等の改正について

地域創造部　交通政策室

箕面市立駐車場条例等について、施設の名称変更、新規設置、新規設置に伴う指定管理者の指定手続き及び駐車場に駐車できる自動車寸法等の変更を行うため、本条例を改正します。

1　改正の内容

（1）名称の変更（現在の名称から（仮称）を削除）及び第一駐輪場の供用開始日を変更

箕面市立かやの第一駐輪場（供用開始日を令和 6 年度末に変更）
箕面市立かやの第二駐輪場（供用開始日は令和 5 年度末）
箕面市立かやの第三駐輪場（供用開始日は令和 5 年度末）

（2）新規設置

名　称：箕面市立箕面船場第二駐車場
位　置：箕面市船場東三丁目 14 番 1 号
形　式：自走式地上駐車場
規　模：普通車 446 台

（3）指定管理者の選定手続き

市長が自ら指定管理者を選定する対象駐車場に、箕面市立箕面船場第二駐車場を追加します。
※大阪船場繊維卸商団地協同組合を想定

（4）駐車場に駐車できる自動車等の拡大

新たに整備する駐車場は、屋外駐車場となり、高さの規定が不要になるため、各駐車場において駐車できる寸法の規定について、市規則で定めるように変更します。

（5）箕面船場第二駐車場の位置づけ

箕面駅前第一駐車場と同様に、新たに整備する駐車場も船場エリアにおける隔地駐車場として位置付けるため、条例改正を行います。

箕面萱野駅周辺施設位置図

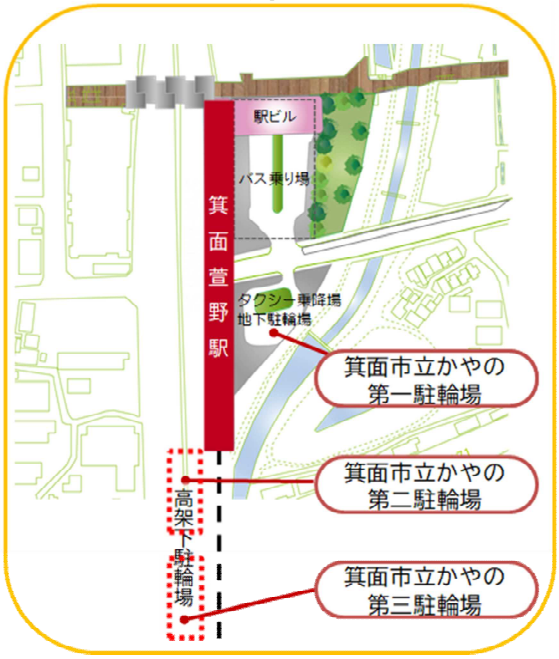

箕面船場阪大前駅周辺施設位置図

２　今後の予定

令和５年　６月　令和５年第２回定例会 「箕面市立駐車場条例」等の改正を提案
（指定管理者の選定手続き等は条例公布日から）
令和５年　８月　箕面船場第二駐車場の指定管理者の選定手続
令和５年　９月　令和５年第３回定例会
箕面船場第二駐車場の指定管理者の指定と、かやの第一、第二及び第三駐輪場の指定管理料に関する補正予算について提案
令和５年10月　箕面船場第二駐車場 供用開始
（令和５年10月31日までの市規則で定める日）
令和５年11月　かやの第一、第二及び第三駐輪場の指定管理者の選定手続
令和５年12月　令和５年第４回定例会
かやの第一、第二及び第三駐輪場の指定管理者の指定について提案
令和６年　３月　かやの第二及び第三駐輪場 供用開始
（令和６年３月31日までの市規則で定める日）
令和７年　３月　かやの第一駐輪場 供用開始
（令和７年３月31日までの市規則で定める日）

議会説明資料　第64号議案　　令和5年5月24日

（仮称）新みのおサンプラザ１号館（公共床）の基本計画作成業務委託に伴う補正予算について

地域創造部　地域活性化室

◆　令和5年1月31日に区分所有者臨時集会において敷地売却決議が可決され、みのおサンプラザ1号館の建替が決定しました。
◆　建替えによる（仮称）新みのおサンプラザ1号館について、市は公共床として1～3階フロアを積極的に取得し、交流施設や地域活性化に資する施設を設置することで箕面駅前の賑わい創出をめざしています。地元住民や観光客が気軽に立ち寄り、充実した時間を過ごせる滞在型施設や箕面の雰囲気に合う飲食店や特産品のアンテナショップなど、全国の事例を参考にしながら一定の要件を整理したうえで、民間に提案を募るなど検討を進めてまいります。
◆　（仮称）新みのおサンプラザ1号館1～3 階（公共床）のコンセプト、フロア機能、モデルプラン等を決定するために基本計画作成業務を業者委託し、ニーズ調査や調査結果の分析等を行います。

１　補正予算概要

（仮称）新みのおサンプラザ1号館（公共床）基本計画作成業務委託

【歳出】　委託料　　5,000 千円

２　事業概要

（1）委託業務内容

①ニーズ調査及び調査結果の分析

②基本コンセプト、フロア機能、モデルプラン等の検討

③報告書作成

（2）委託期間

令和5年8月～令和6年3月

3　今後のスケジュール

・（仮称）新みのおサンプラザ1号館のスケジュールは次のとおりです。

※1～3階のフロアのうち他の区分所有者が購入する部分を除いた床を購入します。

※スケジュールは今後の事業協力者や区分所有者等との調整で変更する可能性があります。

年度		市（1～3 階：公共床）	建物全体
R5	4 ～ 6 月		
	7 ～ 9 月	基本計画作成	
	10～12 月		
	1 ～ 3 月	基本計画完成	
R6	4 ～ 6 月	条例整備 指定管理者募集	実施設計着手
	7 ～ 9 月	指定管理者の決定 土地（底地）の購入	
	10～12 月		
	1 ～ 3 月	内装工事の実施設計着手 建物全体工事との摺り合わせ	建築確認
R7	4 ～ 6 月		建築工事着手
	7 ～ 9 月	1～3 階床購入	
	10～12 月		
	1 ～ 3 月		
R8	4 ～ 6 月		
	7 ～ 9 月		
	10～12 月	内装工事着手	
	1 ～ 3 月		
R9	4 月～	施設開館準備～開館	竣工

議会説明資料　第64号議案　　令和5年5月24日

阪急桜井駅へのアクセス向上等に向けた公共用地の取得に伴う補正予算について

地域創造部　地域活性化室
みどりまちづくり部　道路整備室

◆　阪急桜井駅周辺の今後のまちづくりにおいて、南側から駅へのアクセス向上、周辺の安全対策、駅周辺の賑わいづくりなどの観点から、南改札口の設置を本市から阪急電鉄株式会社に継続的に要望し、今般、南改札口の設置に向けた具体的な検討に入ることになりました。

◆　市は阪急電鉄株式会社と、具体的に協議を進めていくため、整備に必要な用地の取得を開始します。

◆　必要な用地は、箕面市土地開発公社に先行取得依頼するため、箕面市土地開発公社貸付金と市が買い戻すための債務負担行為を計上します。

1　補正予算概要

①公共用地取得事業（地域創造部　地域活性化室）
【歳出】　土地開発公社貸付金　　147,316 千円
②桜井駅南改札口等用地取得事業（みどりまちづくり部　道路整備室）
【歳出】　債務負担行為　　147,316 千円
期間　令和5年度から令和9年度（5年間）

2　事業目的

・現在、桜井駅は北改札口のみであり、踏切を横断し南側へ向かう歩行者、自転車による踏切附近の混雑が常態化しています。

・南改札口の設置によりスムーズな動線を確保することで、歩行者の安全性向上をめざすとともに、合わせて国道 171 号までの市道の安全対策を検討していきます。

・阪急桜井駅は 1 日あたり約 1 万人が利用しており、南改札口が新設されれば、駅利用者の利便性が格段に向上することが期待されます。

・駅周辺の賑わいの創出によるまちづくりを今後検討していく上で、南改札口を設置することによる駅への利便性向上は欠かせません。

3　本事業の概要

（1）事業の内容

①阪急電鉄株式会社と南改札口整備に向けた具体的な協議

②整備に必要な用地取得

（2）位置図

4　今後の予定

・令和5年度　　用地交渉、周辺交通安全対策・まちづくりの検討

・令和6年度以降　　用地取得、南側から駅へのアクセス向上策の実施

議会説明資料　第64号議案　　令和5年5月24日

障害者通所施設（中部地域）の整備に伴う補正予算について

健康福祉部障害福祉室

市では、障害のあるかたもないかたも、誰もが住み慣れたまちでともに暮らす地域社会を実現するため、福祉のまちづくりを進めています。

とりわけ、障害者の日中活動の場である生活介護事業所（通所施設）の整備については、既存の市立障害者通所施設等の立地状況をふまえ、市東部地域及び中部地域での整備をめざしてきましたが、今般、市中部地域に適地が確認されたことから、令和7年度の開所に向け施設の整備を進めます。

なお、市東部地域で整備を計画している「（仮称）ワークセンター小野原」については、引き続き整備に向け、地元の理解を得るための取組を継続します。

1　補正予算概要

【歳出】障害者通所施設（中部地域）整備事業

委託料　（設計委託）　46,010 千円

2　整備内容（予定）

（1）施設の概要

・実施事業：　生活介護事業（障害者通所施設）　60名定員

・建物構造：　鉄骨造または鉄筋コンクリート造　3階建

（2）整備スケジュール

・令和5年度：　基本・実施設計

施設設置条例提案（3月議会）

・令和6年度：　整備工事、指定管理者選定

・令和7年度：　開業

3　位置図

・整備予定地：

箕面市萱野4丁目　約 1,400 ㎡

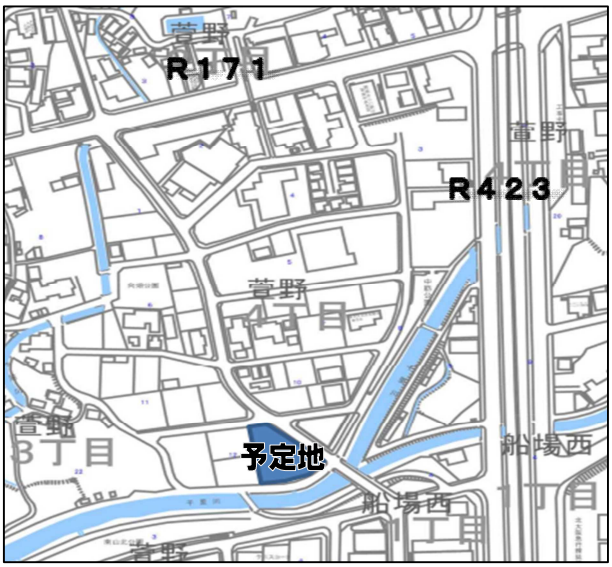

議会説明資料　第64号議案　　令和5年5月24日

農地の将来像を示した地域計画の策定に伴う補正予算について

みどりまちづくり部　農業振興室

◆　農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、各市町村において「地域計画」の策定が義務付けられました。（本市では、市街化調整区域が対象）
◆　「地域計画」は地域の農地の利用や農地の担い手に関して10年後の将来像を明確化し、地域で共有するもので、令和6年度中頃の策定を目指します。

1　補正予算概要

農地利用地域計画策定推進事業

【歳出】	地域計画策定業務支援委託料	5,085 千円
【歳入】	地域計画策定推進緊急対策事業費補助金	5,085 千円

2　地域計画の策定について

（1）地域計画策定の背景

・農業者の高齢化や後継者の不在等により、地域の農業の担い手が不足し、農地の荒廃など、農地が適切に利用されない課題に対応するため、農地や担い手の将来を地域で話し合い、地域の実情に合わせた農地利用の方法を計画として明確にします。

（2）地域計画を策定しないことのデメリット

・農地貸借制度の変更により、農地の貸借ができない。
・新規就農者などの交付金の支給対象とならない。

3　事業スケジュール

令和5年　4～6月　「農地利用意向アンケート」の実施、配布・回収、「現況地図」作成
　　9～3月　地域での話し合い、結果の取りまとめ、「目標地図」作成
令和6年4～10月　地域計画の策定

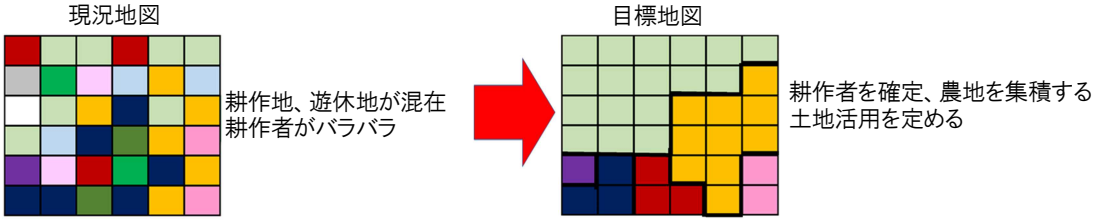

議会説明資料　第52号議案　　令和5年5月24日

箕面市立桜井駅前駐車場の指定管理者の指定について

みどりまちづくり部　道路整備室

◆　箕面市立桜井駅前駐車場は、桜井駅までの送迎や周辺店舗等の利用促進を目的としたものであり、駐車場の運営方法について検討を進め、4月に指定管理者を募集しました。

◆　地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の候補者として、レアル・ユウ株式会社を提案します。

1　指定管理者の指定について

（1）対象施設　　箕面市立桜井駅前駐車場

（2）指定管理期間　令和5年8月1日～令和10年3月31日（4年8か月間）

（3）指定管理者　　レアル・ユウ株式会社

（4）指定管理料　　なし

2　選定理由

応募者は「レアル・ユウ㈱」1者であったが、応募書類を精査した結果、本事業者は駐車場運営の実績を有しており、本施設の設置目的を効果的に達成できると判断したため。

3　箕面市立桜井駅前駐車場の概要

（1）駐車台数　　22台（内、身障者駐車場1台）

（2）駐車料金

時　間	料　金
30 分以内	無料
30 分を超え 4 時間以内	100 円/30 分
4 時間を超える	200 円/30 分

（3）運用開始日　　令和5年8月1日

4　今後のスケジュール

令和5年5月　「箕面市立桜井駅前駐車場の管理に関する協定」締結
（議決の停止条件付き）

令和5年6月　6月議会　指定管理者の指定について提案

令和5年7月　駐車場施設整備工事

令和5年8月　駐車場オープン

議会説明資料　第64号議案　　令和5年5月24日

箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会による調査の実施に伴う補正予算について

子ども未来創造局児童生徒指導室

◆　令和3年11月、箕面市内の小学校がいじめ事案を認知し、同年12月にいじめ防止対策推進法に基づく重大事態について取り扱うべき事案として発生報告が行われ、これまで学校と教育委員会とで対応し、令和4年3月に調査対応結果報告が行われました。その後、令和5年3月、被害者の保護者より、箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会を設置し、いじめに関する事実関係および学校および教育委員会の対応について調査を行うよう要望がありました。

◆　この要望を受け教育委員会は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）およびいじめの重大事態の調査に関するガイドラインに基づき、教育委員会が主体となる個々のいじめ事案について調査を行うための附属機関（第三者により構成される組織）での調査が必要と判断し、第三者調査委員会を設置します。

1　補正予算概要

いじめ防止対策事業（箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会）
【歳出】 非常勤職員報酬 ほか　　10,594 千円

2　箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会について

（1）所掌事務
・いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき、教育委員会の諮問に応じ、重大事態に係る事実関係を調査審議します。

（2）委員の構成
・委員長（弁護士1名）、委員（弁護士1名、臨床心理士1名、臨床発達心理士１名、教育現場に知見のある者1名）、調査補助員（弁護士1名、臨床心理士1名）、計7名を予定しています。
・被害者の保護者の意向も踏まえ、調査の公平性・中立性確保の観点から、職能団体等からの推薦による委員で構成します。

議会説明資料　第57号･第58号･第59号議案　　令和5年5月24日

箕面文化・交流センター条例等の改正について

子ども未来創造局　生涯学習･市民活動室
文化国際室
児童生徒指導室

◆　みのおサンプラザ1号館建替えに伴い、工事期間中の代替施設として、同館に入居している箕面文化･交流センターの機能をなか幼稚園跡施設と箕面整備事務所跡施設に設けるとともに、郷土資料館及び青少年指導センターを旧教育センター跡施設へ移転します。
◆　これに伴い、箕面文化･交流センター条例を改正し、箕面整備事務所跡施設を文化･交流センター北館、なか幼稚園跡施設を同南館として位置付けます。
◆　併せて、郷土資料館条例及び青少年指導センター条例を改正し、所在地を旧教育センター跡施設に変更します。

1　改正の概要

･みのおサンプラザ1号館建替えに伴い、公共施設の再編についてパブリックコメントを実施したところ、文化･交流センターについては、工事期間中の代替施設の要望が高かったため、箕面整備事務所跡施設及びなか幼稚園跡施設を代替施設として活用します。

･郷土資料館及び青少年指導センターについては、旧教育センター跡施設に移転します。

2　文化・交流センター条例の改正について（第５７号議案）

（1）改正内容

･箕面整備事務所跡施設を箕面文化･交流センター北館として、なか幼稚園跡施設を南館として位置付け、指定管理者による管理運営を行います。

名　称	位　置	
箕面市立箕面文化･交流センター	箕面市箕面 6 丁目 3 番 1 号	
箕面市立箕面文化･交流センター北館	箕面市箕面 2 丁目 12 番 28 号	追加
箕面市立箕面文化･交流センター南館	箕面市箕面 5 丁目 10 番 23 号	追加

･開館時間及び休館日については、生涯学習センター条例、市民文化ホール条例等と同様に、「市民の円滑な利用を阻害するおそれのない範囲であらかじめ教育委員会の承認を得て指定管理者が定める」ものとします。

（2）施行期日

・北館の開館は令和6年4月1日から、南館の開館はなか幼稚園閉園後に改修を行うため、施行日を令和6年12月31日までの間において規則で定める日とします。なお、準備行為について公布の日から施行します。

※南館は、令和6年10月の開館を予定しています。

（3）指定管理による運営

・新サンプラザ建替え期間の3年間、北館、南館及び野外ステージを4月から管理運営する指定管理者を公募します。

・利用料金については、指定管理者が定めるものとして、令和5年12月定例会で指定管理者の指定案件を提案し、議決後利用料金の公表及び施設予約を開始する予定です。（現行と同様、オンラインによる公共施設予約システムの対象施設とします。）

3　郷土資料館条例の改正について（第５８号議案）

（1）改正内容

位置（現行）		位置（改正案）
箕面市箕面 6 丁目 3 番 1 号	⇨	箕面市船場西 3 丁目 8 番 22 号

（2）施行期日

令和6年4月1日

（3）改修費用等

改修費用等（展示内装工事等）については、9月補正予算にて提案する予定です。

4　青少年指導センター条例の改正について（第５９号議案）

（1）改正内容

位置（現行）		位置（改正案）
箕面市箕面 6 丁目 3 番 1	⇨	箕面市船場西 3 丁目 8 番 22 号

（2）施行期日

令和6年4月1日

議会説明資料　第64号議案　　令和5年5月24日

箕面文化・交流センター代替施設の改修に伴う補正予算について

子ども未来創造局　生涯学習・市民活動室

◆　箕面整備事務所跡施設について、令和6年4月から箕面文化・交流センター北館として活用するため、施設の設計及び改修工事を実施します。
◆　なか幼稚園跡施設については、令和6年10月から箕面文化・交流センター南館として活用するため、施設の設計を実施します。

1　補正予算概要

箕面文化・交流センター分館整備事業
【歳出】　実施設計委託料（北館及び南館）　8,749 千円
　　北館工事請負費　11,860 千円
　　＊南館の改修工事費については、12月議会に提案予定

2　北館の貸室及び入居する機関等

種　別			面　積	備　考
1階	貸室	会議室1	26 ㎡	会議室 1～3 は、可動式間仕切り（最大 86 ㎡）
		会議室2	35 ㎡	
		会議室3	25 ㎡	
		会議室4	45 ㎡	
		和室	12 ㎡	
	子ども活動支援拠点		25 ㎡	
2 階	事務室		110 ㎡	貸し付け等を検討
			75 ㎡	行政史料室として使用

3　主なスケジュール

・令和5年 7月～10月　北館及び南館の実施設計
・令和5年12月　南館工事費補正予算計上、北館工事着手、指定管理者議決
・令和6年 3月　なか幼稚園閉園
・令和6年 4月　北館開館、南館工事着手
・令和6年10月　南館開館

議会説明資料　第60号議案　　令和5年5月24日

箕面市立図書館条例の改正について

子ども未来創造局　中央図書館

◆ 箕面市立西南図書館の地下駐車場について、稼働率の引き上げと施設利用者が利用しやすい料金設定に変更するため、箕面市立図書館条例を改正します。
◆ 最初の30分については全ての利用者を無料とします。
◆ 入庫後24時間までの最大料金設定を導入します。
◆ 最大料金は700円とし、以降繰り返し適用します。
◆ 駐車場利用可能時間を24時間、年中無休に拡大します。

1　改正の内容

①最初の30分までは全ての利用者について無料とし、以降30分までごとに100円とします。

②24時間ごとに最大料金が繰り返し適用されます。

入庫後24時間を越えた場合、30分までごとに100円とし、最大料金を700円とします。

（例） 午前10時に入庫、翌日の午前11時に出庫の場合、使用料金は900円

③入庫後24時間までの最大料金を700円とします。

④駐車場利用可能時間の変更に伴い、最大駐車可能日数に上限を設けます。

2　駐車場利用時間の変更

駐車場設備の活用を図るため、駐車場の利用を24時間可能とし、年中無休にします。

※教育委員会規則箕面市立図書館管理運営規則を改正

【参考】

・現在の駐車場使用料金　30分　100円（上限金額なし）

※入庫後30分は図書館利用者に限り無料

・現在の利用時間　午前8時45分から午後10時15分

3　期待できる効果

・利用時間拡大に伴う駐車場稼働率の向上（駐車場使用料の増）

・使用料に上限を設けることによる長時間利用者への負担軽減

4　運用開始日時

令和5年7月1日（土曜日）午前8時45分から